

スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付要綱

(令和 8 年 1 月 14 日 制 定 農振第 738 号)

(目的)

第 1 農業生産資材の価格が高騰していることから、農業生産資材の使用量の低減や作業時間の短縮による農業経営の低コスト化や省力化への取組を支援するため、補助事業者がスマート農業機械等導入緊急対策事業（以下「補助事業」という。）を行い、機械、機器、施設（以下「機械等」という。）を導入する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する補助事業者、経費及びこれに対する補助額は、別表第 1 のとおりとする。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第 3 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の中止又は廃止
- (2) 補助事業者が事業を行う場合に要する経費の 30 パーセントを超える増減
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 主要工事の内容の変更若しくは機械等の構造、機能又は種別の変更
- (5) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取下げ期日)

第 4 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

(立入検査等)

第 5 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(前金払)

第 6 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の 9 割以内を前金払することがある。
2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、スマート農業機械等導入緊急対策費補助金前金払請求書（様式第 5 号）を広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第 7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第 8 規則第 19 条第 2 号に規定する機械及び重要な器具で知事が指定するものは、1 件当たりの

取得金額又は効用の増加額が 50 万円以上の機械等とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。

別表第 1（第 2 関係）

補助事業者	経 費	補助額
補助事業者は、以下の要件を満たす農業法人、3 戸以上の農業者で組織する農業者グループ、集落営農組織とする。 1 県内に本社又は生産に携わる拠点を有し、県内で事業を実施すること。 2 目標年度において、本事業の取組に係る作付面積を現状以上とすること。 3 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした組織の運営等に係る規約（以下「規約等」という。）が定められていること。 4 規約等において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。	補助事業者が、スマート農業機械等導入緊急対策事業を実施するために必要な自動操舵機能付きトラクタ、農業用ドローン、情報収集（食味・収量・水分）センサー付きコンバイン、自立走行式無人草刈機等の機械、水田等で使用する水位センサー等の機器及び ICT や IoT の技術を活用した環境制御装置及び環境制御装置と一体的に整備する施設等を導入する場合に要する経費（本事業以外の補助事業等により導入するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）） ただし、事業費は 50 万円以上であるものとする。	当該事業を行う場合に要する経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額（千円未満の端数切り捨て）。ただし、12,500 千円を上限とする。

別表第 2（第 7 関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急 対策事業費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号	各 1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	スマート農業機械等導入緊急 対策事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 3 号 第 2 号	各 1 部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	スマート農業機械等導入緊急 対策事業補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 その他広域振興局長が必要と認める書類	第 4 号 第 2 号	各 1 部	別に定める。

様式第 1 号（別表第 2 関係）

第 年 月 号
日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金交付申請書
年度において、スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金の交付を受けたいので、岩手
県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（別表第2関係）

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業（変更）計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業費	負担区分		備 考
		県補助金	その他	

3 機械の保管場所（住所）

4 事業着手（予定）年月日 年 月 日

5 事業完了（予定）年月日 年 月 日

6 収支予算 (精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助額					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
事業費					
計					

様式第3号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業変更（中止、廃止）承認申請書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった令和 年度
スマート農業機械等導入緊急対策事業の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）
したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由

注 添付する事業計画書（様式第2号）は、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更
部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 4 号（別表第 2 関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金請求（精算）書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった令和 7 年度
スマート農業機械等導入緊急対策事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を
添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

円

補助金交付決定額	円
前金払受領額	円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を
請求」を「精算」と記載すること。

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 年度スマート農業機械等導入緊急対策事業費補助金前金払請求書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった令和 7 年度
スマート農業機械等導入緊急対策事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求
します。

記

1 請求額

円

2 内 訳

補助金交付 決 定 額	既 受 領 額	今回請求額	差引残額
円	円	円	円

3 理 由